

鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内地域に暮らす人々が安心して住み続けられるふるさとづくりに向けて、地域の実情に合わせて新たに行う主体的に取り組む地域づくりを支援することにより、持続的な地域運営及び県民主体の地域づくりの活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業を行う市町村

(2) 別表の第2欄に掲げる事業者等に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る交付対象経費（対象事業に要する同表の第1欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）を対象に間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付する市町村

2 本補助金の額は、交付対象経費の額に別表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則、事業開始の20日前までに行わなければならない。ただし、4月1日からの事業実施を予定している事業は4月30日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変

更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 市町村長は、間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村長が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は3割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 間接補助金を交付する市町村長（以下「間接補助市町村長」という。）は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 間接補助市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
 - (1) 間接補助事業に係る第7条第1項に定める変更
 - (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 間接補助市町村長は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業の完了予定期月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、

その時点でき明らかなっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

- 第11条 間接補助市町村長は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（財産の処分制限）

- 第12条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（間接的な財産処分の承認）

- 第13条 間接補助市町村長は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
3 間接補助市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書きの期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
4 間接補助市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（収益納付）

- 第14条 市町村長は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、市町村長はこれに従わなければならない。

（雑則）

- 第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 対象事業の内容及び対象経費	2 事業実施主体	3 補助率	4 補助上限額
<p>地域で安心して住み続けられるふるさとづくりを推進するため、新たに行われる生活機能の維持・確保、地域の拠点創設・強化の取組に必要な経費 ※ハード事業については、ソフト事業の実施のために必要なものに限る。</p> <p><u>【支援メニュー例】</u></p> <p><u><ソフト></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題掘り起こしのためのワークショップ、アンケート調査の実施 ・専門家の招聘による地域内調査やコーディネーターの配置 ・新たな地域ビジョンや計画の策定 <p><u><ハード></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休施設等を改修し、地域の交流拠点として活用する際の改修費及び機械・設備・器具など備品の購入やリース料 	市町村 市町村長が認める集落、自治会、地域団体、個人事業者、企業、広域的地域運営組織等	市町村負担額の1/2	<p><ソフト> 1拠点当たり 5,000千円</p> <p><ハード> 1拠点当たり 10,000千円</p>

(注1) 建物の取得を行った場合には、当該財産の取得目的である事業を最低5年間は継続するよう努めること。

(注2) 対象事業について、本補助金以外の鳥取県補助金等交付規則に基づく補助金及び交付金の交付を受ける場合は、本補助金は交付しないものとする。また、国や他の公共団体から補助金等の交付を受ける場合及び対象経費の全部または一部に地方債を充当する場合は、他の補助金等や交付税措置額を加味した各市町村の実質負担額を対象経費とする。

(注3) 交付対象経費が工事請負費又は委託費の場合については、県内事業者が施工・実施したものに限る。ただし、止むを得ない事業で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(注4) 補助対象経費がハード事業のみである場合には、同時に実施するソフト事業について様式1号（第4条、第10条関係）中に記載すること。

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金事業計画（報告）書

事業名	
事業実施時期	
事業実施場所	
事業の目的及び効果	
事業の概要	<p><u>※補助対象事業がハード事業のみである場合には、以下に同時に実施するソフト事業を記載してください。</u></p>
県の他の補助金の活用の有無	<p style="text-align: center;">有・無 ※いずれかに○をしてください</p>
消費税の取扱い	<p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/>一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/>特定収入割合が5%を超えている公益法人等 <input type="checkbox"/>地方公共団体 <input type="checkbox"/>仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者 </p>
その他	

(注1) 事業計画書は対象となる拠点（地域）ごとに1部提出すること。

(注2) 市町村の地域づくり施策の概要が分かる資料があれば添付して提出すること。交付対象事業に係る参考資料がある場合は、併せて提出すること。

(注3) 事業報告書として提出する際は、事業の実施状況及び支出状況が確認できる資料（写真・チラシ・契約書等）の資料を添付すること。

様式第2号（第4条関係、第10条関係）

年度鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金事業費内訳及び算出根拠計画（報告）書

(単位：円)

交付対象事業名	事業費	積 算	財 源 内 訳		
			本補助金	一般財源	その他
合 計					

(注1) 対象事業ごとに分けて記入すること。

(注2) 積算については、できるだけ具体的に記入すること。

(注3) 第7条及び第8条に係る変更申請の場合、変更前を（ ）で記すこと。

様式第3号（第4条関係、第10条関係）

年度鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金事業収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額 (決算額)	備考
県補助金 市町村費 その他		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額 (決算額)	備考
補助対象経費		
小 計		
補助対象外経費		
小 計		
合 計		

様

職 氏名

年度鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金交付決定通知書

年　月　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の交付対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、交付対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・とする。ただし、交付対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、交付対象経費の実績額等について、鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金交付要綱（令和6年4月1日付第202300311435号輝く鳥取創造本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。

年　月　日

鳥取県知事様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金に係る
仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあった鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、第10条第4項の規定に基づき次のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の額の確定額

金　　円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金　　円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金　　円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金　　円

5 添付資料

(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類

(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第5号（第10条関係）別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人住所

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金額

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分		
経費の内訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法